

1999年9月30日

(厚生大臣と農水大臣に提出)

全国消費者団体連絡会

東京都千代田区六番町15プラザエフ6階

電話 03-5216-6024、ファックス03-5216-6036

遺伝子組み換え食品の表示と流通に関する要請書

遺伝子組み換え食品の表示について、農水省では「食品表示問題懇談会遺伝子組み換え食品部会」を設置して検討をすすめてこられました。全国消費者団体連絡会では、消費者の選択の権利を保障するため、パブリックコメントにおいて表示の義務化などを要請してきました。8月10日に上記部会において、「遺伝子組み換え食品の表示のあり方」が取りまとめられました。この取りまとめは、科学的・社会的検証を前提として、遺伝子組み換え食品・農産物について「実質的に同等」なものが一部表示を義務づけています。日本における表示の具体化は、国際的にも大きな影響を与える可能性があり評価できます。一方、対象品目が30品目に限られるという課題が残されました。

以上の認識にたって、今後の遺伝子組み換え食品の表示と流通に関して、下記事項を要請するものです。

記

1. 現実に遺伝子組み換え食品が流通している現状をふまえ、「遺伝子組み換え食品の表示のあり方」にもとづいた表示を出来る限り早く実施すること。
2. さらに、表示義務対象品目の拡大をすすめること。
3. 任意表示（遺伝子組み換え原料不使用）について、その信頼性を高めるために抜打ち検査などを行なうこと。
4. 表示義務品目の拡大や任意表示の点検強化のために以下の対策を行なうこと。
 - (1) 検査方法の研究・開発、検査体制の整備をすすめること。
 - (2) 区分管理流通の仕組みを整備すること。
 - (3) 農産物の輸入時点での検査とその結果に関する情報が付帯して流通する仕組みを整備すること。
5. 遺伝子組み換え食品を国内流通させるにあたっては、厚生省の「安全性評価指針」の適合確認を義務づけること。
6. 國際的な基準においても遺伝子組み換え食品の表示が実現するよう、コーデックス委員会等で働きかけを強めること。

以上